

千葉市告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年12月8日

千葉市長 熊谷俊人

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
阪口 裕樹	(省略)	阪口 裕樹	千葉市中央区蘇我 1-22-1	令和2年11月1日
鎌田 佳久	(省略)	鎌田 佳久	千葉市緑区鎌取町 67-22	令和2年11月1日
川出 一博	(省略)	佐倉ベイシア内 鍼灸接骨院	千葉県佐倉市寺崎北 6-1-1	令和2年11月1日